

議案第 号

宝塚市子ども審議会条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市子ども審議会条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和4年（2022年） 月 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

宝塚市子ども審議会条例の一部を改正する条例

宝塚市子ども審議会条例（平成25年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

第2条第1号中「第77条第1項第1号から第3号まで」を「第72条第1項第1号から第3号まで」に、同条第4号中「第77条第1項第4号」を「第72条第1項第4号」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 号

宝塚市子ども審議会条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市子ども審議会条例(平成25年条例第34号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(設置)</p> <p>第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項の規定に基づき、宝塚市子ども審議会(以下「審議会」という。)を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審議会は、次に掲げる事項を担当する。</p> <p>(1) 子ども・子育て支援法第77条第1項第1号から第3号までに掲げるもの</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 前2号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援法第77条第1項第4号に掲げるもの</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第72条第1項の規定に基づき、宝塚市子ども審議会(以下「審議会」という。)を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審議会は、次に掲げる事項を担当する。</p> <p>(1) 子ども・子育て支援法第72条第1項第1号から第3号までに掲げるもの</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 前2号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援法第72条第1項第4号に掲げるもの</p>

子ども・子育て支援法

平成24年 8月22日法律第65号

改正法令

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律

令和4年6月22日法律第76号

令和5年4月1日 施行

【旧】

満三歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者を含む。第六十九条第一項及び第七十条第二項において同じ。）に係るものについては、その額の五分の一を超えない範囲内で政令で定める割合に相当する額（次条第一項及び第六十八条第一項において「拠出金充当額」という。）を第六十九条第一項に規定する拠出金をもって充てる。

- 2 全国的な事業主の団体は、前項の割合に関し、・・・《略》・・・
：
《略》
：

（拠出金の額）

第七十条 拠出金の額は、厚生年金保険法に基づく・・・《略》・・・

- 2 前項の拠出金率は、拠出金対象児童手当費用、・・・《略》・・・
3 内閣総理大臣は、前項の規定により拠出金率を定めようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に協議しなければならない。
4 全国的な事業主の団体は、第一項の拠出金率に・・・《略》・・・

：
《略》
：

第七章 子ども・子育て会議等

（設置）

第七十二条 内閣府に、子ども・子育て会議（以下この章において「会議」という。）を置く。

（権限）

第七十三条 会議は、この法律又は他の法律によりその権限に属させられた事項を処理するほか、内閣総理大臣の諮問に応じ、この法律の施行に関する重要事項を調査審議する。

【新】

に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者を含む。第六十九条第一項及び第七十条第二項において同じ。）に係るものについては、その額の五分の一を超えない範囲内で政令で定める割合に相当する額（次条第一項及び第六十八条第一項において「拠出金充当額」という。）を第六十九条第一項に規定する拠出金をもって充てる。

- 2 全国的な事業主の団体は、前項の割合に関し、・・・《略》・・・
：
《略》
：

（拠出金の額）

第七十条 拠出金の額は、厚生年金保険法に基づく・・・《略》・・・

- 2 前項の拠出金率は、拠出金対象児童手当費用、・・・《略》・・・
3 内閣総理大臣は、前項の規定により拠出金率を定めようとするときは、厚生労働大臣に協議しなければならない。
4 全国的な事業主の団体は、第一項の拠出金率に・・・《略》・・・

：
《略》
：

第七章 市町村等における合議制の機関

【旧】

2 会議は、前項に規定する重要事項に関し内閣総理大臣その他の関係各大臣に意見を述べることができる。

3 会議は、この法律に基づく施策の実施状況を調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣その他の関係各大臣に意見を述べることができる。

(会議の組織及び運営)

第七十四条 会議は、委員二十五人以内で組織する。

2 会議の委員は、子どもの保護者、都道府県知事、市町村長、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者及び子ども・子育て支援に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 委員は、非常勤とする。

(資料提出の要求等)

第七十五条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第七十六条 第七十二条から前条までに定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(市町村等における合議制の機関)

第七十七条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。

【新】

第七十二条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。

【旧】

- 二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第二項に規定する事項を処理すること。
 - 三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。
 - 四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- 2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。
- 3 前二項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。
- 4 都道府県は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。
- 一 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に関し、第六十二条第五項に規定する事項を処理すること。
 - 二 当該都道府県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- 5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定により都道府県に合議制の機関が置かれた場合に準用する。

：
《略》
：

(時効)

第七十八条 子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付を受ける権利並びに拠出金等その他この法律の規定

【新】

- 二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第二項に規定する事項を処理すること。
 - 三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。
 - 四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- 2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。
- 3 前二項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。
- 4 都道府県は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。
- 一 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に関し、第六十二条第五項に規定する事項を処理すること。
 - 二 当該都道府県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- 5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定により都道府県に合議制の機関が置かれた場合に準用する。

：
《略》
：

(時効)

第七十三条 子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付を受ける権利並びに拠出金等その他この法律の規定